

1 昭和 25 年 国 勢 調 査 の 概 要

調査の期日

調査は昭和 25 年 10 月 1 日午前 0 時現在によつて行われた。

調査の根拠

統計法第 4 条の規定にもとづいて行われ、これが施行のために昭和 25 年国勢調査令（昭和 24 年政令第 364 号）以下関係命令が制定公布された。

又今回の調査は連合国軍総司令部の勧奨により国際連合の勧告による 1950 年世界センサスの一環として行われた。

調査の地域

日本国全土について調査した。但し旧外地及び次の行政権の及ばない地域は除外された。

樺 太 全 域

北 海 道 国後郡（泊村及び留夜別村）、色丹郡（色丹村）、紗那郡（紗那村）、択捉郡（留別村）、薬取郡（薬取村）、得撫郡、新知郡、占守郡、花咲郡徳舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及び多楽島

東 京 都 小笠原支庁管内の諸島

島 根 県 隠岐郡五箇村の内竹島

鹿児島県 大島郡（十島村の内硫黄島、竹島及び黒島を除く。）

沖 縄 県 全 域

調査の対象

調査の地域内に常住する者の総べてについて、常住地において調査し、更に常住地をはなれて他に一時現在する者について、現在地において調査した。但し次の者は除外された。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員並びにこれらの者の家族
- 3 外国政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

調査の方法

調査は総理府統計局が主管し、市区町村長が都道府県知事の指揮監督をうけて調査の執行を管掌した。

調査のため予め全国市区町村の区域を分画して調査区の設定を行つた。調査区は普通調査区 344,125 特別調査区 24,470、水面調査区 1,399 計 369,994 を数えた。

調査は準備調査と実地調査の二段階に分れ、準備調査は 9 月 24 日から 26 日まで、実地調査は 10 月 1 日から 3 日までの間に行われた。調査に従事させるため全国 355,071 人の調査員、それを指導させるために 19,824 人の指導員が任命された。準備調査には照査表を用いて調査し、実地調査には常住者を調査するために国勢調査調査票を、一時現在者を調査するために一時現在者調査票を用いた。調査は他計申告の方法即ち調査員が担当各世帯を訪問し、質問して調査票に自から記入する方法によつた。

調査事項

各人を常住地で調査する国勢調査調査票では、次の事項について調査を行つた。

世帯番号及び世帯の種別

住居の種別、所有の関係、居住室の畳数

氏名

世帯主との続柄

調査期日における在不在の別、不在の場合には不在の理由

男女の別

出生の年月日

出生地

就業状態

在学か否かの別及び在学年数

国籍又は出身地

引揚者か否かの別及び海外居留民か否かの別

配偶関係

結婚したことのある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供の数

一時現在者数

一時現在者を調査する一時現在者調査票では、次の事項を調査した。

氏名

男女の別

出生の年月日

国籍又は出身地

配偶関係

一時現在地

一時現在の理由

常住地不在期間

常住地及び世帯主の氏名

集計及び結果の発表

人口概数及び世帯概数は、調査員の作成した照査表

から市町村において集計し、都道府県でとりまとめ、最後に総理府統計局でまとめたものを昭和 25 年 12 月 28 日に発表した。

確定人口は、中央集査の方法により、統計局において、地方から進達された調査票によつて集計し、都道府県ごとに集計の完了に従つて、昭和 26 年 2 月 10 日から 2 月 28 日までにはわたつて官報によつて発表し、更にその結果をとりまとめて昭和 25 年国勢調査報告第一巻として、昭和 26 年 11 月に刊行した。

人口の男女別、年令別、配偶関係、労働力状態及び住宅関係については、1% 抽出集計による全国の推計数を、昭和 26 年 5 月及び 6 月に速報し、更に報告書第二巻として昭和 27 年 6 月に刊行した。ついで 10% 抽出推計による都道府県六大都市別の同様の推計数及び全国についてのより詳細な結果並びに国籍又は出身地、在学関係、生産力等に関する結果を昭和 26 年 9 月から昭和 27 年 4 月の間に速報し、この結果をまとめて第三巻二冊とし、昭和 27 年 9 月および 12 月に

2 用 語 の 解 説

労働力状態

本調査においては満 10 才以上のすべての者について就業状態を調査した。しかし 14 才以上の者の就業状態につき毎月行つている労働力調査との比較対照上 14 才以上の者を中心として集計を行つたので、本報告書に掲げた結果も 14 才以上の者の就業状態に関するものである。

1 労働力、非労働力

戦前の国勢調査においては平常の職業の有無によつて有業者と無業者とに区分して来たのであるが、昭和 22 年臨時国勢調査以来調査期日前一週間の実際の就業状態によつて労働力人口と非労働力人口とに区分した。今回の調査においては 9 月 24 日～30 日間の一週間内における就業の状態から満 10 才以上の者を

- (1) 従業中の者 少しでも収入のある仕事に 30 分以上従事した者（無給で従業中の家族従業者も含む。）
- (2) 休業中の者 収入のある仕事には従事しなかつたが、平常仕事を持つてゐる者。例えば有給休暇中の者又は悪天候、労働争議、病氣、家事又は個人的事情のため調査週間中仕事が出来なかつた者である。但し、これらの者は仕事を休んでいる期間の収入をうけるか、又はうけることになつてゐる場合に限るのであり、もしもそうでなければ、

刊行した。

全部集計による結果は都道府県別に集計を行い、その結果を報告書第七巻として各都道府県毎に 46 冊に分冊し、昭和 29 年 5 月までに逐次刊行した。

全国に関する全部集計の結果は、第四巻に男女別、年令、配偶関係、国籍又は出身地、出生地、教育、世帯及び住宅に関する結果を収載し、本書すなわち第五巻においては労働力状態、職業、産業及び従業上の地位に関する結果を集録刊行し、第八巻を最終報告書として、これに調査結果の解説と分析ならびに調査のてん末等を掲載する予定である。

なお、常住地主義による今回の調査に附帯して行つた常住地における在不在の別及び一時現在者の調査の結果と常住人口に基き現在人口の算出を行い、市町村別の世帯数及び男女別人口とともに第六巻常住人口及び現在人口に集録し、昭和 29 年 6 月にこれを刊行している。

休業している期間が調査の日からさかのぼつて 30 日未満の者でなければならない。

- (3) 完全失業者 全然就業をせず、また平常仕事を持つてゐない者で仕事を探していた者。なお調査週間前に就職を申込んでおいた結果を待つてゐる者も含む。
- (4) 非労働力 全然就業をせず、また平常仕事を持たず且つ仕事を探さなかつた者。これらの者は調査週間中主に何をしていたかによつて、「通学」、「家事」、「病氣老令等で働けない者」及び「その他（たとえば隠居したような者）及び不詳」に分類した。

の四つに分け、そのうち (1)～(3) に該当する者を労働力人口とし、(4) に該当する者を非労働力人口とした。なお従業中の者と休業中の者とを併せて就業者とした。

2 職 業

従業者の職業は調査週間中、実際に従事した仕事の種類により、休業者は休業中の仕事の種類によつてゐる。また完全失業者は失業直前の仕事の種類によつた。以上何れの場合でも 1 人の者が二種以上の仕事に従事した場合は、就業時間の最も長いものにより、時間が同じである場合は収入の多い方の仕事によつた。本報告書中の職業分類は、昭和 25 年国勢調査のために特に作成したもので、10 の大分類、

16 の中分類、266 の小分類から出来ている。各大分類項目の内容を概説すれば次の如くである。

(1) 専門的技術的職業

特殊な知識又は技術と多くの場合高等教育卒業或はそれと同程度の免許を必要とする専門又は技術職業に従事するもので、通常技術者、医師、薬剤師、弁護士、弁理士、教師、芸術家等と呼ばれるものを集括する。

(2) 管理的職業

事業所、事務所の全般又は一課或はこれと同程度以上の経営管理を行うものであつて自らは直接事務、販売作業等に従事しないもの、すなわち会社役員、支配人、課長、船長、課長以上の公務員等を集括する。

(3) 事務従事者

管理指揮等の責任をもたないで一般に管理的職業に従事するものの監督の下に各種の事務又は事務所の仕事に従事するもので、事務員、タイピスト、電話交換手、集金人等を集括する。

(4) 販売従業者

商品、保険、不動産、証券等の売買、売買の仲介勧誘又は宣伝等に従事するものを集括する。

(5) 農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者

自然の有用産物の中の鉱産物を除いた農産物、林産物、畜産物、水産物等の生育採取等に従事するものを集括する。

(6) 採鉱、採石の職業

鉱山及び土石採取場等において主として地下で石炭その他の鉱物の採掘、坑道の掘進（隧道の進鑿を含む）、それらの地表までの運搬及び選炭作業に従事するもので、採鉱夫、鑿岩夫、掘進夫、坑内運搬夫、選炭夫等を集括する。

(7) 運輸的職業

自動車、機関車、船舶及びその他の交通機関を運転又は操作し人及び物の輸送に従事するもの及びその助手等で、乗用自動車運転手、電車運転手、機関車機関士、機関助手、船頭等を集括する。

(8) 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者

各種の特殊技能工並びに生産工程における半技能作業及び単純労働に従事するもので、機械組立工、旋盤工、製材工、起重機運転工、屋根職、土工、仲仕等を集括する。

(9) サービス職業

家事サービス、保安サービス及びその他の対個人サービスに従事するもので、女中、派出婦、警察官、鉄道公安官、靴磨、赤碇、芸妓、ダンサー等を集括する。

(10) 分類不能の職業

上記のいづれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類し得ないものを集括する。

3 産 業

産業は上記の仕事の種類（職業）によつて行われた事業の種類によつて決めた。二種以上の事業が営まれている事業所で働いた者は、その者が実際に働いた部門の事業によつて分類した。

その者が働いた事業所が、二種以上の事業を営んでいて何れに決めてよいかはつきりしない場合は、その事業所の主な事業の種類によつた。調査週間中、二つの異つた事業に同じ職業で従事していた場合は、その者が最も多くの時間を費した事業又は事務の種類によつた。

なお「公務」は非現業の官公庁職員のみをいい、現業庁、作業庁の職員はその現業庁、作業庁が行つてゐる事業の種類によつて、それぞれの産業に分類した。

産業分類は、日本標準産業分類にもとずき昭和 25 年国勢調査のために特に作成したもので、12 の大分類、37 の中分類、135 の小分類から出来ている。大分類項目の内容を概説すれば、次の如くである。

(1) 農 業

農耕、畜産、養蚕、養蜂等を業とするもの並びにこれらの委託をうけ又は請負契約の下に農業に直接関係する専門的業務のサービスを行う業、すなわち蚕種製造業、孵卵業、種付業、造園業等に従事するものを集括する。

(2) 林業及び狩猟業（伐木業を含む）

伐木業、木材運搬業、森林撫育業、樹皮その他の林産物の蒐集を行う事業並びにこれらと関係するサービス業に従事するものを集括する。なおわなかけ業、かすみあみ業等の狩猟業に従事するものも本項目に集括する。

(3) 漁業及び水産養殖業

水界に自然繁殖している動植物の採捕を行う事業並びに海面又は内水面において水棲動植物の移植、放苗、育成、培養、収穫等を行う事業に従事するものを集括する。

(4) 鉱 業

有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体あるいはガスの状態で生ずる鉱物の採取、採掘を行う事業に従事するものを集括する。

(5) 建設業

原材料又は加工済建設材料を用い建築物その他の工作物の建設、又は建設現場においてその他の設備を定着せしめる等の事業に従事するものを集

括する。

(6) 製造業

有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて生産物を製造し、これを卸売する事業に従事するものを集括する。この場合事業の形体は工場組織であると家内工業であるとを問わない。又この事業に従事するものの特徴としては大体動力機械或は各種の器具を使用するが多いが、手作業であつてもよい。

(7) 卸売業及び小売業

小売業者又はその他の商工業的使用者のために商品の販売を行う事業並びに個人用又は家庭用消費のために商品の販売を行う事業に従事するものを集括する。なお鉱工会社の販売事務所、貿易業、代理商、仲立業、製造小売業等に従事するものも本項目に集括する。

(8) 金融、保険及び不動産業

銀行、信託、証券、無尽、質屋、保険、保険代理等の事業及び不動産の所有運用、賃借運用、建売、土地分譲、代理、仲介等並びにこれらに附帯するサービス業に従事するものを集括する。なお政府企業である郵便貯金、簡易生命保険に従事するもの又は共同組合等の行う金融業、保険業に従事するものも本項目に集括する。

(9) 運輸通信及びその他の公益事業

鉄道・道路・水路・航空による旅客・貨物の運輸業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業・郵便・電信・電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電気業、ガス業、水道業、衛生業（下水、塵埃汚物処理業）等の事業に従事するものを集括する。

(10) サービス業

主として個人及び事業所に対してサービスを行う事業に従事し且つ他の大分類に分類せられない種々の事業、たとえば、旅館、貸間、下宿、洗髪洗濯業、写真業、理髪美容業、浴場業、広告業、私営職業紹介業、ニュース供給業、自動車修理業、ガレージ業を始め娯楽興行、医療保険業、教育、宗教及び非営利的各種団体等の事業に従業するものを集括する。

(11) 公務

中央各庁、府県庁、市町村役場等正規の行政事務を行う部門の勤務者を集括する。中央官庁もしくは地方公共団体の営む運輸通信、教育、製造、商業又は金融機関で正規の行政事務以外の事務を行ういわゆる現業庁、作業庁の勤務者は、その業務の内容によりそれぞれの分類項目に分類した。

(12) 分類不能の産業

上記のいづれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類し得ないものを集括する。

4 従業上の地位

就業者は次の五つの従業上の地位に分けられている。この分類は職業及び産業で述べたところの仕事を、いかなる状態によつて行っているかによつて決めた。

(1) 雇用者のある業主

個人経営事業を主宰経営し、1人以上の有給の雇人を使用している者である。その外に1人以上の有給の家族従業者を使用している者も含まれない。この分類には店舗、工場等はもちろん農業を主宰経営しているものも含んでいる。又有給の助手を使用している医師、弁護士のような専門的職業に従事している者もこれに当る。

(2) 単独の業主

有給の雇人を全然使用していない個人経営者である。1人以上の有給の家族従業者を使用している業主もこれに含まれる。有給の雇用者を使用していない者は農場、店舗、工場経営者であると専門的職業に従事している者であるとを問わない。

(3) 無給の家族従業者

同一世帯の世帯員で、世帯主又は他の世帯員の業務に無給で従事しているものをいう。しかしながら親戚の人の家業を無報酬で手伝った場合も無給の家族従業者である。この場合には、その者が家業を主宰している者と必ずしも同一世帯の世帯員でなくても差支えない。

(4) 一般の雇用者

店舗、会社、団体の事業又はその他の法人等にやとわれて賃金、給料を受けている者である。店員、事務員、販売人等のみならず、銀行や法人、組合等の頭取、社長、支配人、重役その他有給の職員等はすべてこれに当る。

(5) 官公の雇用者

国、都道府県、市区町村及び進駐軍に雇われているすべての雇用者である。仕事の種類、階級の如何をとわない。又現業部門の仕事に従事している者もこれに含まれる。

本報告書では上記の(1)と(2)を合せて「業主」、(4)と(5)を合せて「雇用者」として表章した。

教 育

(1) 在学者 現在学校に在学している者及び現在実際に通学していなくとも学校に籍のある者をいう。ここで学校とは、官立、公立、私立、夜間、

昼間、教育制度の新旧を問わず、少くとも6ヶ月以上の授業課程を規則とし、特定の教育施設を有する学校、学院、養成所、講習所等をいう。

(2) 非在学者 在学者以外の者をいう。

(3) 在学年数 在学中の者は現在までの年数、在学した事のある者は在学した年数の合計。休学、落第等のため普通以上の年数を要した場合はその普通以上の年数は含まない。

世 帯

本調査においては、各人は平常住んでいる世帯で調査し、世帯の種類は普通世帯と準世帯とに分けた。普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいい、準世帯とは、(イ)1人で住んでいて且1人で家計を立てているもの、(ロ)普通世帯と同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている人又はその集り、(ハ)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている人々の集りをいう。「同じところに住んでいる」とは、同一の家屋に住んでいることである。同一棟又は同

一敷地内にある建物は同一家屋とみなした。「家計」とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。普通世帯の世帯員は、すべてその世帯の世帯主と血縁関係があるとは限らない。家族と一緒に生活している血縁関係者以外の者は、普通、部屋代を払っているいないにかかわらず下宿人とよばれているが、ここではこれらの下宿人が部屋代又は下宿代を支払っていない場合には、その普通世帯の世帯員に含ませた。しかしながら、部屋代を支払っていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限り、その普通世帯の世帯員となる。家族を有し且自分の家族だけで生計を立てている使用人、下宿人は別の普通世帯である。一つの家屋に住み、独立の家計を立てている1人世帯は、すべて一つの準世帯とした。本報告書では、普通世帯と1人世帯に関する数字のみを掲げた。而して統計表ではこれらを合せて、「一般世帯」という言葉を使っている。